



平成27年度 「区民活動支援事業」募集のご案内

伏見区では、区民の皆さんが、自分たちの地域を暮らしやすい魅力あふれるまちにしていくため、区内でまちづくり活動を実施される団体・グループに活動経費の一部を支援する「伏見区区民活動支援事業」の募集を行います。

募集期間

平成27年4月15日(水)～平成27年5月15日(金)

一般枠

上限60万円(必要事業経費の2分の1以内)

府の補助制度等を併用すれば、自己負担を軽減できます。

小規模枠

上限10万円(必要事業経費の4分の3以内)

規模が小さくても魅力的な活動を支援！自己負担を軽減できる制度もあります。

★制度説明会・相談会を開催します★

- ① 4月23日(木) 18時30分～19時30分
場所：醍醐総合庁舎3階会議室
- ② 4月25日(土) 10時～11時
場所：伏見区総合庁舎4階会議室
- ③ 4月27日(月) 18時30分～19時30分
場所：深草総合庁舎4階会議室



相談・問合せ先

伏見区役所地域力推進室まちづくり推進担当 (TEL611-1144)

深草支所地域力推進室まちづくり推進担当 (TEL642-3203)

醍醐支所地域力推進室まちづくり推進担当 (TEL571-6135)



1 支援対象となる事業

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に伏見区内で実施する事業で、下記の伏見区基本計画取組目標のいずれかに該当するものです。

【伏見区基本計画の5つの取組目標】

- 1 循環型社会の要を担い、環境共生・低炭素社会の魁をめざします
- 2 自然と歴史がいきづく地域の魅力を学び、発信します
- 3 伏見力を活かし、「新しい京都」のまちづくりを牽引します
- 4 地域のコミュニティが人を育み、すこやかな暮らしを支えるまちをめざします
- 5 安心安全で、人にやさしい便利なまちをめざします

ただし、以下の事業は支援対象になりません。

- 学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっている既存事業
- 政治・宗教・営利（活動）を目的とした事業
- 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

2 支援対象となる団体

伏見区内で支援対象となるまちづくり活動を実施し、活動終了時まで責任をもって遂行できる団体・グループ。

ただし、申請できるのは、一団体・一グループ当たり、一事業のみです。

また、一事業に対して、最大2年間継続して支援を受けることが可能です。

（年度ごとに申請が必要）

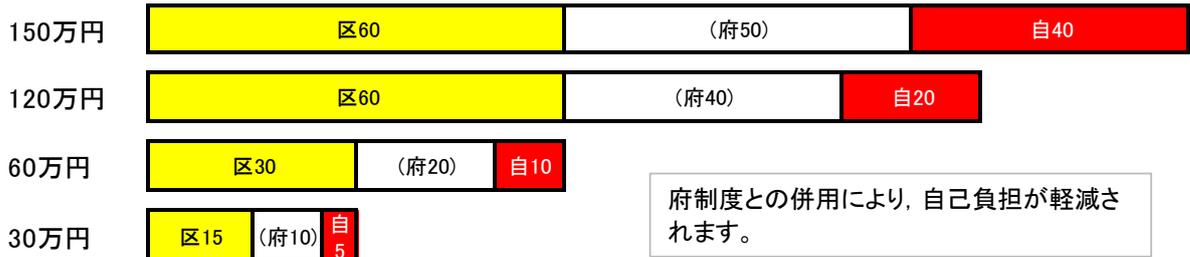
3 支援内容

① 一般枠

補助金交付額は、必要事業経費（注1）の2分の1以内で上限は60万円です。京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金制度等を併用することで、自己負担を軽減できます。また、事業完了前に補助金交付額の2分の1をお支払いすることも可能です。

≪申請例≫ 府地域力再生プロジェクト支援事業の一般(公共)プログラム(3分の1補助)と併用する場合

(必要事業経費)



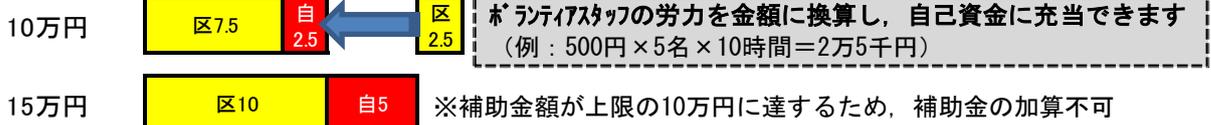
(区=区民活動支援事業補助金 府=地域力再生プロジェクト支援事業交付金 自=自己資金等 単位:万円)

② 小規模枠

補助金交付額は、必要事業経費（注1）の4分の3以内で上限は10万円です。ただし、上限の範囲内で、採択事業に参画するボランティアスタッフの労力を金額に換算することで、自己負担を軽減できます。

≪申請例≫

(必要事業経費)



(区=区民活動支援事業補助金 自=自己資金等 単位:万円)

《労力の換算方法》

採択事業に参画する無償のボランティアスタッフの労力を、一人1時間当たり500円として換算します。

(注意事項)

- ア 金額換算の対象は、事業を実施する団体・グループの運営に参画する無償のボランティアとします。採択事業の運営に参画しない一般参加者(来場者等)は含みません。
- イ 労力換算に基づいて積算した補助金交付を申請する団体は、申請書提出の際に、「労力換算額算定書」(提出書類④)を提出していただきます。
- ウ 補助金交付額が上限の10万円に達する場合は、労力換算による補助金の加算はできません。

注1 ***必要事業経費に該当するものの例***

- (1) 事業活動に必要な資材及び消耗品等の購入費用
- (2) パンフレット、チラシ等の広報物の印刷、製作、発送に要する費用
- (3) 活動の記録に要する費用
- (4) 会場使用料及び機材等の賃貸借にかかる費用
- (5) 会場設営等事業活動に直接必要な役務にかかる費用
- (6) ボランティア保険等の事業活動に直接必要な保険の掛け金
- (7) 事業活動として行う講演会等の講師及びアドバイザーへの謝礼金
- (8) 事業活動に参画する講師、従事者及びボランティア等の交通費
- (9) その他区長が必要と認める費用

必要事業経費に該当しないものの例

- (1) 平成27年3月31日以前又は、平成28年4月1日以降の事業に要する費用
- (2) 団体の運営に係る経常的な経費(電話代・光熱水費・ガソリン代などのうち事業活動に必要となる経費と区分ができない経費も含む)
- (3) 団体構成員への人件費、謝金(講師としての謝金など専門性を有するものは除く)
- (4) 個人給付にあたる経費(抽選会の景品・参加賞等)
- (5) 食糧費(飲食・打ち上げ・レセプション等)ただし講演・会議用のお茶、水類を除く。
- (6) 領収書が無い等、支出の根拠が確認できない経費
- (7) 用途が不明な経費
- (8) その他区長が適当と認めないもの

4 選考方法

学識経験者、地域団体、公募委員で構成される「区民活動支援事業審査会」(以下「審査会」という。)において、審査基準に基づき事業内容の審査を行います。その審査結果を踏まえ、伏見区長が支援事業を決定します。

審査会では、一般枠は、申請団体によるプレゼンテーション(事業説明)がありますが、小規模枠は、書類審査のみとなります。なお、プレゼンテーションについては、一般公開します。

【審査会について(予定)】

日時:平成27年6月26日(金)

場所:伏見区役所4階 第3・4会議室

【審査基準】

- ① 事業計画は具体的で実現可能なものか
- ② 経費の積算は妥当なものか
- ③ 地域の課題解決に資する事業か
- ④ 斬新で他のモデルとなる事業か
- ⑤ 今後、自立・継続していく見込みのある事業か

5 応募方法

申請書等に必要事項を御記入いただき、お電話で御予約のうえ、活動区域の区役所・支所のまちづくり推進担当の窓口で5月15日（金）までに提出してください。

【提出書類】

①～④については、区役所・支所・出張所で様式を配布しています。又は伏見区ホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/>）からもダウンロードができます。

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 交付申請書 | } 京都府地域力再生プロジェクト支援事業併用の場合は
府様式の写しでも可 |
| ② 事業計画書 | |
| ③ 収支予算書 | |
| ④ 労力換算額算定書：小規模枠で該当する場合のみ | |
| ⑤ 団体等の規約 | |
| ⑥ 団体等の役員名簿 | |

6 事業終了後の手続き

事業終了後、速やかに所定の報告書を提出してください。

ただし、平成28年3月に事業を実施する場合等、平成28年3月31日までに報告書を提出することが困難である場合は、別途御相談ください。

採択事業に関する申請書、収支報告書など関連書類は、事業が完了した翌年から5年間保存し、伏見区長から閲覧を求められた際には、これに応じなければならないものとします。

7 その他

- 事業の紹介やイベント告知等については、区庁舎でのチラシ類の配架や、区広報媒体の活用により支援します。また、必要に応じて、取材や記事・写真の提供等の依頼をすることがあります。
- この支援事業を広く周知し、活動の輪を広げていくため、採択事業の印刷物等を作成される際には、ロゴマーク（右図）又は「この事業は伏見区区民活動支援事業の補助を受けています」の文言を必ず掲載してください。
- イベント等を実施する際には、貸与するのぼりを掲出してください。



～京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金について～

京都府においても、皆さんの自主的なまちづくり活動を応援しています！
詳細は、京都府府民生活部府民力推進課（TEL414-4452）にお問合せいただくか、京都府ホームページを御覧ください。



地域力再生 交付金 検索